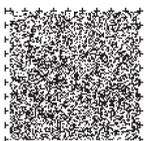
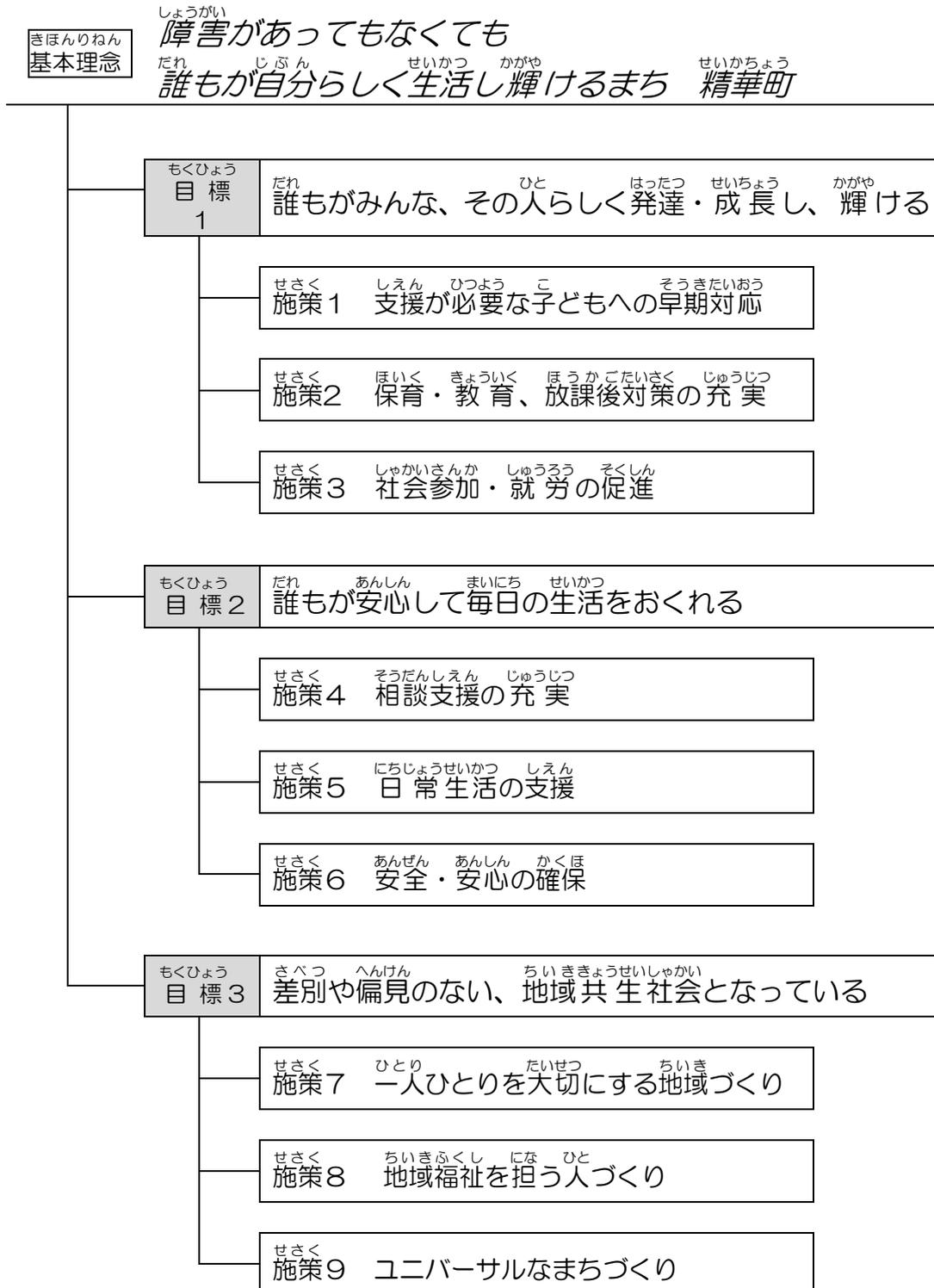


# 第4章 目標ごとの施策

## 1. 施策の体系



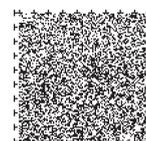
## 2. 具体的な施策

目標 1：誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける

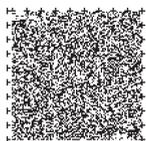
せさく <b>施策 1</b>	しえん ひつよう こ そうきたいおう <b>支援が必要な子どもへの早期対応</b>
--------------------	--

子どもとその保護者に接する機会を最大に活用して、一人ひとりの発達課題や障害になるべく早く気づき、保健・医療・福祉・保育・教育等の連携のもとで早期に適切な療育につなぐとともに、子どもを養育する家庭への支援を行います。

No.	とりぐみ 取組	ないよう 内容
1	しえん ひつよう こ 支援が必要な子ども の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期から子育て期まで、母子健康包括支援センターにおいて、母子の健康と子どもの発達に係る一貫した相談支援を行います。</li> <li>乳幼児健診において、専門的療育が必要な子どもを把握し、その発達に係る相談・支援を行います。</li> <li>幼稚園の年中児クラスを対象として、発達障害等の早期発見のため、年中児発達サポート事業を実施します。</li> <li>保育所において、支援が必要な子どもの早期発見に努めます。</li> </ul>
2	そうき りょういく 早期の療育と よういく かてい 養育家庭への しえん 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的療育が必要な子どもを養育する家庭に対して、継続的な相談支援（フォロー教室）、訪問指導を行います。</li> <li>専門的療育が必要な子どもの保護者等を対象に、子どもへの接し方を学ぶ講座（ペアレントトレーニング）を行います。</li> <li>相談支援事業所につないで必要な障害児支援のサービスを提供するとともに、母子保健、子育て支援や教育等の機関、保健所等と連携し、子どもの生活場面を基本とした支援体制を早期に構築します。</li> <li>重症心身障害児など医療的ケアを必要とする子どもに対して、医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援の実施など、福祉サービスの拡充を図っていきます。</li> </ul>



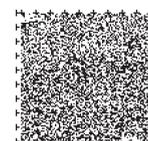
3	<p>早期発達支援の 重要性の啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援を通じて、相楽療育教室や発達支援ルーム「こねっく」等の療育教室の積極的な利用につなぎます。</li> <li>放課後等デイサービスなど児童発達支援に係る事業所の適切な利用が図られるよう、療育が必要な子どもの保護者に対して、早期の発達支援の重要性の啓発を行います。</li> </ul>
4	<p>子どもの成長に 即応する発達 支援の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所・幼稚園・小学校・中学校における発達相談等の連携会議などを通じて、町の発達支援システムが子どもの成長・発達にさらに即応したものとなるよう図ります。</li> <li>新たに整備を計画する児童発達支援センターを核として、発達支援システムに係る体制を強化します。</li> <li>児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所について、放課後等デイサービスの質の確保や保育所等訪問事業の活用等を進めていきます。</li> </ul>
5	<p>教職・援助職 の障害の理解と 対応力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士や幼稚園教諭、教職員、福祉専門職等に、発達障害・強度行動障害・高次脳機能障害等の障害、また、虐待や生活困窮等との複合的な困難がある子どもとその家庭について、それらの態様理解と子どもへの発達支援の技能向上のための研修等を行います。</li> </ul>



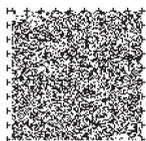
せ さ く 施策2	ほ い く きょういく ほ う か ごたいさく じゅうじつ 保育・教育、放課後対策の充実
--------------	---

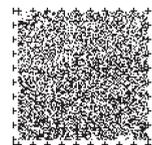
一人ひとりの子どもの発達や障害の特徴を踏まえた保育・教育を行うとともに、保育士・教職員等の適正配置と技能向上、保育所・学校教育施設等のバリアフリー化などを着実に進めることで、インクルーシブな保育・教育環境を充実させ、学校卒業後のライフステージにもつなぐ、一貫した切れ目のない支援を行います。

No.	取組	内容
6	障害児保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所において、町が実施している保育所巡回相談事業を継続し、関係機関との連携を保ちながら、障害のある子どもへの保育を実施します。</li> </ul>
7	教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>「つながりファイル(支援ファイル)」等も活用しながら、教育支援委員会や教育支援室による就学相談・教育支援による就学前から卒業後(支援学校については高等部)に至るまでの一貫した支援を行います。</li> <li>小学校・中学校の校内委員会での教育相談や就園就学指導体制のもと、子どもの障害の状況を把握して相談活動を行います。</li> </ul>
8	特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育支援委員会が中心となり、親とともに作る個別の教育支援計画や個別の指導計画、アセスメント票とその活用を図って、指導方法の工夫・改善に努めながら、切れ目のない教育支援を行います。</li> <li>特別支援教育コーディネーターの役割を活かしながら、特別支援学校と小・中学校との、また在籍校と通級指導教室との連携した指導を行います。</li> </ul>
9	子どもの個性を踏まえた進路指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校高等部の体験入学や進路相談への参加を促し、子どもの個性や障害特性に応じた進路選択を支援します。</li> </ul>
10	保育・教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所や学校、放課後児童クラブへの、加配保育士・支援員、学業を支援する人の適正配置を進めます。</li> <li>障害のある子どもが保育所や学校での生活を送る上で必要な設備の導入や施設のバリアフリー化など、合理的配慮を踏まえた環境整備を進めます。</li> </ul>



11	11 放課後、学校長期 休暇期間の生活 の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所等訪問支援事業を活用するなどにより、障害のある子どもへの、放課後児童クラブでの対応力の強化を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学級、特別支援学校及び通常学級の児童生徒等の参加による、夏季地域学校を行います。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後や学校長期休暇期間中の活動の場として、各小学校で精華まなび体験教室を実施します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある子どもとその家族を対象としてサマースクールやウインタースクールなどふれあい体験教室を実施します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業の適切な利用を促進します。</li> </ul>





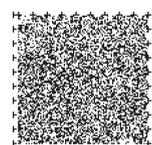
目標1：誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける

<p>せ さ く 施策3</p>	<p>しゃかいさんか しゅうろう そくしん 社会参加・就労の促進</p>
----------------------	--

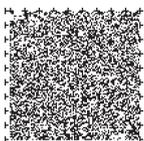
すべての障害のある人の、地域での日中の居場所が当たり前であり、生涯を通じて文化芸術・スポーツ・レクリエーションなどの活動に親しみながら、仲間とともに生きがいを持って健やかに暮らせる地域社会づくりを進めます。

また、障害のある人の働く意欲と能力に心えられる地域社会づくりのため、町が規範となるよう努めながら、企業に対して、障害や障害のある人に対する理解と合理的配慮を踏まえた職場環境の改善を促すとともに、一般就労や福祉的就労の機会の確保、また、工賃の向上や新たな職域の拡大などを進めます。

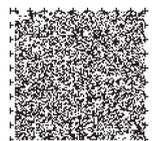
No.	とくみ 取組	ないよう 内容
12	にっちゅうかつどうのば 日中活動の場の かくほ 確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校が行う進路相談に参加し、生徒が学校卒業後の日中活動の場所をスムーズに確保できるよう支援します。</li> <li>重度障害のある人の日中の居場所となる生活介護事業所の確保に努めます。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>「精華町ふれあいまつり」において、実行委員会への障害者団体や当事者の参加を継続するとともに、障害のある人の文化・芸術活動プログラムの充実を図ります。</li> <li>生涯学習の活動として、視覚障害者教室、聴覚障害者教室を実施するほか、図書館における点字・音声・映像図書の実充に努めます。</li> </ul>
	よか 余暇 かつどう 活動 等 の ぞくしん 促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>精華町立体育館・コミュニティセンター（以下：「むくのきセンター」とする。）で行う「精華町障害児者ふれあいのつどい」を通じて、障害のある人がスポーツに親しむ機会や体力・競技力向上の機会、また、スポーツを通じた障害のある人となりの交流が生まれる機会を提供することで、パラスポーツの振興を図ります。</li> <li>むくのきセンターを拠点として、障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション活動を振興するため、スポーツ指導員の確保を図ります。</li> </ul>



13	障害者雇用に係る知識普及と意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都労働局との「京都府精華町雇用対策協定」に基づく取組として、障害のある人を対象とした就職フェアを実施します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>企業における、福祉教育・研修等の実施を支援します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人に係る法定雇用率未達成企業の解消のため、障害者法定雇用率制度の周知を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年9月の障害者雇用支援月間を中心に、障害のある人の雇用の促進を図るための啓発活動を行います。</li> </ul>
14	本人の特性を踏まえた進路指導・就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業的自立を促すための早期からの就労支援として、進路指導、職業体験などを行います。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、障害者支援事業所、相談支援機関、学校、行政機関、ハローワーク、企業等の連携のもとで、本人の特性を踏まえた進路指導・就労支援を行います。</li> </ul>
15	一般就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>町職員にかかる障害者法定雇用率の遵守のため、障害のある人の計画的な採用を行います。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を活用し、企業が障害のある人の本格的な雇用に取り組みきっかけづくりを推進します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>企業や事業主への、各種助成制度を周知し活用を促すとともに、障害のある人の雇用に関する相談対応を行います。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>企業への就職を希望する人に、必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う就労移行支援事業の活用を促進します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>職場定着支援の提供とともに、職場適応援助者（ジョブコーチ）制度の周知・啓発を図って、障害のある人の職場定着を支援します。</li> </ul>
16	福祉的就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業への就労が不安・困難な人の働く場としての就労継続支援事業所について、本人の希望に沿った利用ができるよう、山城南圏域での調整を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害のある人や社会的引きこもりの人などが、一定期間、事業経営者の元で生活し、職業訓練を受けて一般雇用をめざす職親制度（京都府事業）の周知とつなぎに努めます。</li> </ul>



17	障害のある人の 職域の拡大	・ 優先調達推進法に基づいて、町での物品・役務の調達において、障害福祉施設からの調達拡大を図ります。
		・ むくのきセンターや庁舎内などで授産製品等の販売機会を提供していますが、さらなる機会拡大を支援します。
		・ 農業と福祉の連携（農福連携）など、新たな職域の拡大を促進します。



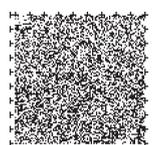
せ さ く 施策4	そう だん し え ん    じ ゅ う じ つ 相談支援の充実
--------------	-------------------------------------

きすな ネットワークを核として、しょうがいふくし ぶんや こ ぶくし しょうがきょうか  
 し、また、ちやうないかくか まどぐち れんけいとう みなお そうだん しえん  
 おこな たいせい すす  
 行える体制づくりを進めます。

なか ほんにん かぞく こうれいか おやな あと げんじつが しょうがい じゅうどか ちやうぶくか  
 複雑化・多様化する相談支援ニーズへの対応力を向上させながら、しょうがい ひと  
 しょうがい よ そ き め そうだんしえん ていきょう つと  
 生涯に寄り添う、切れ目のない相談支援の提供に努めます。

No.	とりのく 取組	ないよう 内容
18	ちやう やくば まどぐち 町役場窓口にお ける 相談 対応 等 の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>かくかんけいきかん れんけい しょうほうていきょう そうだんたいおう おこな 各関係機関と連携して、ワンストップの情報提供・相談対応を行います。</li> <li>ごうりてきはいりよ しょうくいんたいおうようりょう うんよう ぜんちやうてき しょうがい 合理的配慮における職員対応要領を運用し、全庁的に障害に はいりよ たいおう おこな 配慮した対応を行います。</li> </ul>
19	そうだん しえん じぎょう 相談 支援 事業 の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>じぎょうしょ おこな そうだんしえん しつ こうじょう ちやうせい そうだんしえんきのお 事業所が行う相談支援の質の向上・調整のため、相談支援機能 きやうかじぎょう じっし そうだんしえんじぎょうしょ かくほ つと 強化事業を実施するとともに、相談支援事業所の確保に努めます。</li> <li>きやうただいわ いえ いたく うんえい せいちやう そうだんしつ 「京都大和の家」に委託し運営している「精華町こころの相談室」 において、いきづらさを感しているひととそのかぞく そうだんとう たいおう します。</li> </ul>
20	ちいき 地域 における 相談活動の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>みんせいじどういん たい ていれいかいとう しょうがい しょうほうていきょう 民生児童委員※に対して、定例会等で、障害についての情報提供や けんしゅう おこな ちいき そうだんきのお たち 研修を行い、地域での相談機能を保ちます。</li> <li>しょうがいしゃ そうだんいん たい すいじ しょうがい しょうほうていきょう けんしゅう 障害者相談員に対して、随時、障害についての情報提供や研修 を行うとともに、毎月1回、ちやうやくば おこな を 行 う と と も に、 毎 月 1 回、 町 役 場 に お い て の 障 害 者 相 談 会 を じっし 実施します。</li> </ul>

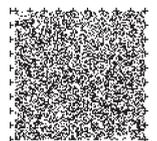
※ 民生児童委員：精華町では「民生児童委員」と呼んでいますが、厚生労働大臣から委嘱される民生委員・児童委員のことです。



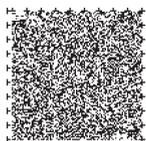
せ さ く <b>施策5</b>	にちじょうせいかつ し え ん <b>日常生活の支援</b>
---------------------	-----------------------------------

障害のある人が日常生活を営むために必要な障害福祉のサービスについて、その適切な利用ができる体制を保つとともに、さらに利用しやすくなるよう、質と量の両面からの充実に努めます。

No.	取組	内容
21	計画相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス等を申請した人に対して、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直しを行うことで、適切なサービス利用を支援します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援専門員とケアマネジャーが支援に必要な情報を共有できるよう連携を図ることで、介護保険制度の共生型サービスの適切な利用を支援します。</li> </ul>
22	自立支援給付等による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問系サービスや日中活動系サービスを中心とした障害福祉サービスの提供体制を保ち、事業者等と連携しながら充実を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所との連携のもと、難病のある人とその家族の相談に応じ、専門の相談会の紹介や在宅福祉事業を実施することで、療養生活を支援します。</li> </ul>
23	精神障害のある人の地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健・医療・福祉の関係者による協議の場を設置し、地域での居場所づくりや引きこもり状態の人とその家族への支援など、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。</li> </ul>
24	地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制として、山城南圏域での地域生活支援拠点等（面的整備型）の整備を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援拠点等（面的整備型）の整備の一環として、短期入所の整備を進めます。</li> </ul>



25	がいしゅつしえん じっし 外出支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら行きたいと望む場所に移動できるよう、移動支援や移送サービスの充実に向けて人材確保や制度運用面での工夫等を図ります。</li> <li>・ タクシーチケットの支給、移動支援、福祉有償運送（移送サービス事業）など外出支援に係る制度等の周知に努めるとともに、ニーズを踏まえた活用促進を図ります。</li> </ul>
26	コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山城南圏域での持ち回りにより、手話奉仕員養成講座を開催し、受講後の後期プログラムとして京都府の手話通訳者養成講座につなぐことで、人材の育成・確保に努めます。</li> <li>・ 町役場窓口での手続きの円滑化のため、公文書の分かりやすい表現や意思疎通支援を行うとともに、コミュニケーションの困難がある人への対応において、ICT（情報通信技術）など新たな手段の活用を試行していきます。</li> </ul>
27	住まいの確保への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅生活動作補助用具の給付や、京都府の住宅建設（改良）資金の融資等の制度について、町の広報誌をはじめ、ホームページ、パンフレットによる周知と利用促進を図ります。</li> <li>・ 障害のある人の住み慣れた地域での暮らしへの支援、また、入所施設から地域生活への移行の促進のため、グループホーム事業等を促進します。</li> <li>・ 高齢者や障害のある人の入居に配慮し、公営住宅の建設・建て替えに際しては、バリアフリー設計・改修を進めていきます。</li> </ul>
28	経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や京都府の事業である障害年金や特別障害者手当、また、町単独事業の心身障害者福祉手当などを、該当する人に対して支給するほか、交通費割引や高速道路の割引等の各種の減免制度等の周知と利用勧奨を行います。</li> <li>・ 更生医療・育成医療・精神通院医療によって医療費負担を軽減するほか、障害のある人に対する福祉医療費助成を行います。</li> </ul>
29	第三者評価事業の実施促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉サービス提供事業者が事業運営の改善やサービスの質の向上を図ることができるよう、公正・中立な第三者機関による専門的かつ客観的な評価の活用を促進します。</li> </ul>

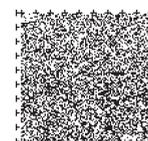


せ さ く <b>施策6</b>	あんぜん あんしん か く ほ <b>安全・安心の確保</b>
---------------------	------------------------------------

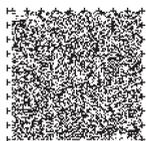
健康の維持・増進を支援するとともに、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努めて早期に適切な医療やリハビリテーションにつなげることにより、障害の予防や軽減、また、重度化・重複化等の予防に努めます。

地震・土砂崩れ、洪水などの自然災害や火災、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから、生命や財産を守ることでできる体制を充実させ、誰もが自ら望む地域で安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

No.	取り組む	内容
30	健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>健（検）診の受診勧奨を行うとともに、健診結果に関して助言等を行う相談会や、メタボ（ダイエット）教室・糖尿病教室の実施など健診後のフォローを行って早期治療へとつなげます。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児期から高齢期まで、すべてのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、安全な妊娠出産に対する教育・保健指導を行います。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>こころの体温計、こころの推進員、ゲートキーパー等、こころの健康に関する啓発を行います。</li> </ul>
31	医療体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師会、歯科医師会との連携のもとで、住民が必要な時に身近で適切な治療を受けることができるよう、医療体制を維持します。</li> </ul>
32	防災・防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>各自主防災組織での防災訓練における防災情報の提供、ホームページやSNS等を通じた災害情報の提供を行うほか、地域の行事等の機会を捉えて福祉に関する意識啓発を行います。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>精華町地域障害者自立支援協議会からの参加を得て町の防災訓練を行います。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>各自治会や自主防災組織で災害時要配慮者を把握できるように、避難行動要支援者の台帳配布を行います。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアが必要な人への対応も踏まえながら、避難行動要支援者避難支援個別計画を順次作成します。</li> </ul>



32	防災・防犯対策の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li> <small>さいがいじ ふくしひなんしよ じつかどう</small> 災害時に福祉避難所の実稼働ができるよう、<small>ほけんじよ じよげん</small> 保健所の助言をもとに、<small>きょうてい ていけつ</small> 協定を締結している事業者と入念な協議・調整を行い、<small>かいご かいじよ ひつよう ふ</small> 介護・介助の必要を踏まえた備蓄や電源の確保などについて<small>ふくしひなんしよ うんえい</small> 福祉避難所運営マニュアルの整備や避難訓練の実施をとおして、<small>ぐたいてき そな はか</small> 具体的な備えを図っていきます。         </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li> <small>ほうさいぎょうせいむせん も じほうそう おんせいこくちほうそう</small> 防災行政無線、文字放送、音声告知放送、<small>はいしんとう かつよう</small> メール配信等を活用した<small>さいがいじよほうでんたつ</small> 災害情報伝達システムの<small>かくじゅう はか</small> 拡充を図ります。         </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li> <small>さいがいじ</small> 災害時のボランティア確保と受入体制の整備を進める中で、<small>なかに</small> 災害時<small>ようはいりょしよたいさく</small> 要配慮者対策について、<small>てきせつ たいおう</small> 適切な対応ができるよう<small>そな</small> 備えていきます。         </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li> <small>あくしつしよほう たじゅうさいむ</small> 悪質商法や多重債務など消費生活に関するトラブル回避のため、<small>しょうひせいかつ かん</small> 消費生活相談や法律相談を実施するほか、<small>しょうひせいかつそうだん ほうりつそうだん じっし</small> 民生児童委員や警察等と<small>れんけい</small> 連携して、<small>ちいき こうつうあんぜん みまも</small> 地域の交通安全の見守りや防犯活動<small>ほうはんかつどう そくしん</small> を促進します。         </li> </ul>

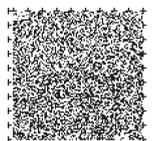


せ さ く 施策7	ひ と り                      た い せ つ                      ち い き 一人ひとりを大切にする地域づくり
--------------	---

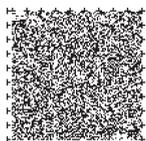
多様な媒体を用い、また、「障害者週間」等での啓発イベントなどを通じて、障害の種類や特性、障害のある人に対する理解と配慮、「障害者に関するマーク」の理解についての啓発に努めるとともに、障害のある人とない人の交流を促進します。

精神上的障害によって判断能力が不十分な人を保護し法的に支援する成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進するとともに、人権侵害・虐待の防止と事案発生時の適切な対応を行います。

No.	とりのく 取組	ないよう 内容
33	障害のある人に対する差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法についての周知啓発に努めるとともに、「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や精華町職員対心要領を踏まえて、障害のある人に対する差別の解消に努めます。</li> </ul>
34	障害のある人やない人の相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>精華町障害児者ふれあいのつどい等における交流機会づくりやパラスポーツ、農福連携などの取組を通じて、障害のある人やない人、異なる障害のある人などの相互理解を促進します。</li> <li>「障害者週間（12月3日～12月9日）」等を活用し、障害と障害のある人についての理解促進のための街頭啓発やリーフレットの配布、講演会、交流活動などを行います。</li> <li>人権週間（12月4日～12月10日）に行う人権啓発事業の中で、障害福祉をテーマとした講演会や交流活動などを実施します。</li> <li>町の広報誌やホームページ、新聞、テレビ、CATVなどを活用して、障害理解に係る広報・啓発を行います。</li> </ul>
35	地域生活を支えるコミュニティ・ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人がいる世帯を、地域の中で継続的に緩やかに見守ることができるよう、個別の状況を踏まえて、援助職や民生児童委員、地域住民とのネットワークを構築します。</li> </ul>



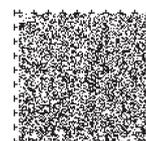
36	けんりようご すいしん 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31(2019)年度に精華町社会福祉協議会に委託して成年後見支援センターを設置し成年後見制度の利用促進を図るとともに、市民後見人や法定後見組織の育成、制度利用が困難な人に対して、町による制度利用の申し立てを行います。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>精華町社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業についての周知と制度の浸透、利用促進に努めます。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>精華町地域障害者自立支援協議会の権利擁護部会において、障害のある人の親亡き後の生活支援や金銭管理、財産管理など、権利擁護のあり方について協議を進めていきます。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>精華町市民後見人連絡会の活動を支援します。</li> </ul>
37	じんけんしんがい ぎゃくだい 人権侵害・虐待の ぼうし と 適切 な たいおう 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人の人権と虐待防止に関する周知啓発に努めるとともに、京都府権利擁護センターや精華町社会福祉協議会、相楽地域障害者生活支援センターなどと連携して、人権侵害や虐待のケースに適切に対応していきます。</li> </ul>



せさく <b>施策8</b>	ちいきふくし にな ひと <b>地域福祉を担う人づくり</b>
-------------------	------------------------------------

精華町社会福祉協議会などと連携し、福祉ボランティアの育成や確保に努めるとともに、地域住民相互の関係づくりや見守り活動、助けあい活動を担う人材や団体の育成のほか、ボランティアやNPOの育成・支援に取り組むなど、地域における福祉活動を促進します。

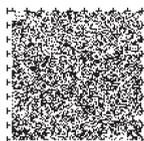
No.	取組	内容
38	福祉教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における助けあい・支えあいの基盤づくりに向けて、住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう、学校教育や社会教育等を通じた福祉教育を行います。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害のある人と手話通訳者を保育所に派遣し手話教室をとおして、幼少期から言語である手話に親しめる機会を設けます。</li> </ul>
39	ボランティアの育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民主体による諸活動を促進するとともに、精華町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの機能を拡充する中で、福祉ボランティアの活動の活性化を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問活動・相談・付き添い・点訳・手話通訳・要約筆記などのボランティア養成講座を充実させ、人材の育成を図ります。</li> <li>成人式や各種講座で手話通訳・要約筆記を実施するなど、イベントで啓発活動を行います。</li> </ul>
40	ボランティア等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPOやボランティア活動の育成に努めるとともに、活動の活性化のため、場の提供や、活動間の連携促進、地域とのつなぎなどを行います。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアサークルやNPO法人が地域社会の問題解決に取り組む事業に対する支援の一環として、京都府の地域力再生プロジェクトの広報及び申請相談や受付業務を行います。</li> </ul>
41	専門人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や京都府への専門従事者の計画的な養成を要望します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>山城南園域の行政や事業者、学校等との連携のもとで、福祉人材フェアの開催や町外への雇用情報などの発信等により、専門人材の確保に努めます。</li> </ul>



せさく <b>施策9</b>	<b>ユニバーサルなまちづくり</b>
-------------------	---------------------

「高齢者・障害者の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「京都府福祉のまちづくり条例」「精華町やさしいまちづくり整備指針」などに基づき、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちのバリアフリー化を進めるとともに、合理的配慮を踏まえた情報保障の推進を図ります。

No.	取組	内容
42	公共公益施設の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共公益施設について、多目的トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善、障害者用駐車場の確保を推進するとともに、観光パンフレット等へのバリアフリー情報の掲載を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>民間施設の建設や既存施設の改修において、「精華町やさしいまちづくり整備指針」に基づいて事前協議を行い、整備に向けた指導・助言を行います。</li> </ul>
43	道路・交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為等に伴う道路・公園の整備にあたり、段差解消や歩道幅員の確保を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、視覚障害者誘導用ブロックなど、町道路施設を計画的に改良します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置など、設備の改善を関係機関に要望します。</li> </ul>
44	合理的配慮を踏まえた情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活の様々な場面での合理的配慮が広く行われるよう、町の広報や講演会等を通じた理解促進と配慮の好事例の周知を図るとともに、「まちの福祉サポート店」の普及を進めます。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>町の広報誌やホームページなど、町が発信する諸情報について、音声読み上げや色彩調整なども含めたバリアフリー化を進めるとともに、ICTの活用等による情報伝達手段の多様化を図ります。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>町の各種計画やその他の刊行物等について、住民の生命・財産に係る重要なものや概要版・普及啓発資料などを中心に、障害のある人への合理的配慮を図っていきます。</li> </ul>



44	合理的配慮を踏 まえた情報提供 の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口において、筆談セット、SPコード読取り機、UDトーク※(コミュニケーション支援・会話の見える化アプリ)を設置し、資料作成の際には、必要に応じて漢字にルビを振るなど対応します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴覚・言語障害者がファクスで119番通報できる体制を運用していますが、さらに広くファクス等を活用した情報伝達システムの整備を進めます。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育・教育における合理的配慮の提供充実に努め、聴覚障害のある生徒の学習に関して、UDトークを活用できる環境を運用します。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朗読ボランティア「ひびき」が作成したテープの貸し出しを、精華町社会福祉協議会事務局や町立図書館で行います。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町役場でのシステム導入時など、障害のある人の視点が反映できるよう、助言等を行います。</li> </ul>

※「UDトーク」はShamrockRecords株式会社の登録商標です。

